

河内町告示第51号

令和4年第4回（12月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月14日

河内町長 野澤良治

1. 期 日 令和4年11月30日

2. 場 所 河内町議会議場

令和4年第4回（12月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	11月30日	水	午前10時	本 会 議	開会 議員派遣の報告 委員会提出議案第1号 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号～報告第3号 質疑・討論・採決 議案第1号～議案第4号及び議案第7号～議案第18号 議案説明 議案第5号及び議案第6号 議案説明・質疑・討論・採決 請願第1号 常任委員会付託 散会
2	12月1日	木	午前9時30分	委 員 会	常任委員会
3	12月2日	金		休 会	議案調査
4	12月3日	土		休 会	議案調査
5	12月4日	日		休 会	議案調査
6	12月5日	月		休 会	議案調査
7	12月6日	火		休 会	議案調査
8	12月7日	水	午前10時	本 会 議	開議 議員派遣の件 一般質問 議案第1号～議案第4号及び議案第7号～議案第18号 質疑・討論・採決 付託案件に対する常任委員長報告 請願第1号 質疑・討論・採決 閉会

令和4年第4回
河内町議会定例会会議録 第1号

令和4年11月30日 午前10時32分開会

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	牧山	龍雄君
5番	高橋	稔君	7番	諸岡	周示君
8番	服部	隆君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君
総務課	長	諏訪	洋一君
企画財政課	長	北澤	雅志君
農政課	長	寺崎	光則君
まちづくり推進課	長	坂本	紀幸君
秘書広聴課	長	小島	孝裕君
教育	長	鈴木	裕之君
教育委員会事務局	長	足立	誠君
町民課	長	石山	茂樹君
上下水道課	長	香取	秀一君
都市整備課	長	仲代	直人君
福祉課	長	吉田	茂久君
会計課	長	山田	さつき君
税務課	長	石山	哲也君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤 英樹

1. 会議録署名議員

8番 服部 隆君
10番 星野 初英君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和4年11月30日（水曜日）

午前10時32分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 議員派遣の報告について
- 日程4. 委員会提出議案第1号 河内町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程5. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度河内町一般会計補正予算(第4号))
- 日程6. 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(かわち直販センター旧産直販売施設解体工事変更請負契約の締結について)
- 日程7. 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(河内町農村環境改善センター改修工事変更請負契約の締結について)
- 日程8. 議案第1号 河内町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第2号 河内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第4号 河内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 河内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について
- 議案第10号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第11号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
- 議案第12号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第13号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 議案第14号 令和4年度河内町一般会計補正予算(第5号)

- 議案第15号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第16号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第18号 新設認定こども園厨房機器整備に係る物品購入契約について
日程9. 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程10. 議案第6号 河内町職員の給与に関する条例及び河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
日程11. 請願第1号 藤蔵地区生活道路整備に関する請願について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 議員派遣の報告について
日程4. 委員会提出議案第1号
日程5. 報告第1号
日程6. 報告第2号
日程7. 報告第3号
日程8. 議案第1号
議案第2号
議案第3号
議案第4号
議案第7号
議案第8号
議案第9号
議案第10号
議案第11号
議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号
日程9. 議案第5号

日程10. 議案第6号

日程11. 請願第1号

午前10時32分開会

○議長（牧山龍雄君） おはようございます。

ただいまより令和4年第4回河内町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（牧山龍雄君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第127条の規定により、

8番 服部 隆君

10番 星野 初英君

兩名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（牧山龍雄君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日11月30日から12月7日までの8日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日11月30日から12月7日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は既にお配りしております会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容はお手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承されますようお願いいたします。

また、令和3年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書が提出されております。お手元に配付してございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

○議長（牧山龍雄君） 日程3、議員派遣の報告です。

去る11月11日に県南町村議会議員大会が開催され、当議会より9名の議員が参加しました。

ここで代表して、7番諸岡周示君に報告をお願いいたします。

7番諸岡周示君、登壇願ひます。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 県南町村議会議員大会報告をさせていただきます。

令和4年11月11日、河内町東共同利用施設において、県南町村の議会議員が一堂に会し、県南町村議会議員大会が開催されました。

町村は、住民生活を支える役割を果たすとともに地域資源を生かした産業を創出し、地域に根づいた伝統を継承しながら個性あふれる多様な地域づくりを進め、豊かな文化を育んできたが、人口減少社会の到来や東京一極集中により過疎化、高齢化が深刻な問題となっており、基幹産業である農林水産業が担い手不足により衰退するなど、地域活力が減退している。また、大規模自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大は、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしていることに加えて、町村は総じて自主財源が乏しい中で、感染症対策や物価高騰対策はもとより、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災事業など増大する役割に迅速、的確に対応していかなければならない。

このような状況において、都市と農山漁村が共生する持続可能な社会を確立するためには、真の地方創生と地方分権を実現するとともに、諸問題の解決に向け議会の機能強化及び多様な人材が議会に参画するための環境整備や、デジタル社会、脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に進めていく必要がある。また、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実が不可欠である。

以上を踏まえて、「一致結束して果敢に行動していく」とする大会宣言及び「地方創生とデジタル社会の実現に向けた施策の推進を期する」などの大会決議が採択されました。

その後、茨城県知事である大井川和彦先生から「茨城のこれからの方向～ポストコロナ時代の茨城県政～」をテーマに講演会が行われました。この講演では、時代は今、予測可能な延長線上の時代から、前例主義が通用しない予測困難な非連続の時代にシフトしている。大きな課題に直面する中で新しい答えを見つけるには、自分の頭でしっかりと考え仮説をつくる、その仮説を基に挑戦、スピード感、選択と集中をもって「繰り返し挑戦することで、そこから学び、どんどん物事を変えていく」と力強く説明されました。ほかにも、産業政策、人材政策、医療福祉政策など様々なプロジェクトの紹介と、その政策がどのような考えの基に進めているのかということ、ユーモアも交えながら、分かりやすく御講演いただきました。

今後は、今大会を糧に、議員それぞれが町行政の議決機関として研さんを積み、より一層開かれた議会を目指し、町発展のため努力をしてまいります。

以上報告いたします。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

○議長（牧山龍雄君） 日程4、委員会提出議案第1号 河内町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

宮本議会運営委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長宮本秀樹君登壇〕

○議会運営委員長（宮本秀樹君） おはようございます。

委員会提出議案第1号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、町民に分かりやすい議会運営とするため、また、議論のさらなる活発化を図るために、今定例会からの一般質問において一問一答方式を導入することになりました。それに伴いまして、河内町議会会議規則の一部を改正するものであります。

議員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程5から日程10の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

〔町長野澤良治君登壇〕

○町長（野澤良治君） 皆さん、おはようございます。本日は令和4年第4回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提案理由を御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

本年も明日から師走ということで、朝夕の寒さも一段と身にしみる時節となってまいりました。また、議員の皆様におかれましては、河内町産業観光交流拠点施設かわち夢楽の運営に当たり、かわち夢楽サポーターとして御尽力いただいておりますことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、さきのかわちドリームフェスティバルにおいては、関係各位の皆様方には何かと御協力をいただき、無事に終了することができましたことに、心から感謝を申し上げます。コロナ禍ではありますが町内外から多くの方々に参加をいただき、かつてないにぎわいとなり、称賛の声もたくさんいただきました。

来年は、統合に伴う新設認定こども園が完成し、隣のかわち学園との連携が密に、そして、円滑な運営が図れ、子供たちに段差のない学びを提供できる河内ならではの教育、地域に根差した教育環境が整うこととなります。

また、産業観光交流拠点施設かわち夢楽がグランドオープンする予定であり、さらなる産業と観光の活性化、町内外の人々の交流を通じたにぎわいや生きがいを感じられる交流施設となることを切望しているところです。

間もなく、次年度予算の査定が始まります。私にとりまして、2回目の予算編成です。長引くコロナ禍、そして、ウクライナ情勢などによる原油価格、物価高騰という状況の中、国の補助金にも注視していきながら、今後のまちづくり、町民のために真に必要な予算編成をしまいたいと思っております。

今定例会には、県南8市町村で稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会を設立し、抜本的な改革、改善のため、し尿処理、消防、塵芥処理等を共同処理する複合的一部事務組合として、令和5年4月統合を目標に進めている関連議案を上程しております。

議員の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染防止はもとより、体調管理に留意されまして、町発展のために御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、今定例会提出案件の提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度河内町一般会計補正予算（第4号））について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度河内町一般会計補正予算（第4号）でありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月7日付で専決処分したので、報告し承認を求めらるるものであります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（かわち直販センター旧産直販売施設解体工事変更請負契約の締結について）について御説明申し上げます。

本件は、かわち直販センター旧産直販売施設解体工事変更請負契約でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年10月14日付で専決処分したので、報告し承認を求めらるるものであります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（河内町農村環境改善センター改修工事変更請負契約の締結について）について御説明申し上げます。

本件は、河内町農村環境改善センター改修工事変更請負契約でありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年11月7日付で専決処分したので、報告し承認を求めらるるものであります。

議案第1号 河内町個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について御説明申し上げ

ます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例を制定するものであります。

議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第4号 河内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係する11条例の一部改正等をするものであります。

議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和4年8月の人事院勧告を踏まえた一般職の給与改定による特別職の給与改定等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町職員の給与に関する条例及び河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、令和4年8月の人事院勧告を踏まえ関係法案が成立したことに伴い、関係する2条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 河内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、河内町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、消防団員の報酬等を改正することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第288条の規定により、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方塵芥処理組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第289条の規定により、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方塵芥処理組合を解散することに伴い、同組合の財産処分を定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第288条の規定により、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することについて、同法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第289条の規定により、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することに伴い、同組合の財産処分を定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に3億2,639万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,371万8,000円とするものであります。

議案第15号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億391万7,000円とするものであります。

議案第16号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に3,339万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,507万7,000円とするものであります。

議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に60万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,116万6,000円とするものであります。

議案第18号 新設認定こども園厨房機器整備に係る物品購入契約について御説明申し上げます。

本件は、令和4年10月27日に指名競争入札に付した件について契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、報告3件及び議案18件について御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦勞さまでした。提案の説明は終わりました。

○議長（牧山龍雄君） 日程5、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第4号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程6、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第5号 かわち直販センター旧産直販売施設解体工事変更請負契約の締結について議題といたします。

報告第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第2号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程7、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第6号 河内町農村環境改善センター改修工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第3号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程 8、議案第 1 号から議案第 4 号及び議案第 7 号から議案第 18 号までを一括として議題とします。

議案第 1 号 河内町個人情報保護法施行条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第 1 号 河内町個人情報保護法施行条例の制定について御説明いたします。

本件は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

主な内容は、地方公共団体等における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律で新たに規定するものであります。

なお、施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第 2 号 河内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第 2 号 河内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について御説明いたします。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例を制定するものであります。

内容としまして、地方公務員法の一部改正に伴い定年が引き上げられることにより、新たに河内町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するもので、令和 5 年 4 月 1 日から施行となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第 4 号 河内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第 4 号 河内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係する 11 条例の一部改正等をするものであります。

改正内容としましては、職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再

任用短時間勤務制の導入等の措置を講じるもので、施行日は、令和5年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第7号 河内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第7号 河内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

本件は、河内町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴いまして、関係条例の一部を改正するものであります。本条例の改正により、令和5年4月1日から下水道事業を公営企業とする旨の規定を追加するものであります。

また、本改正条例の附則により、河内町下水道事業特別会計条例の廃止と、河内町課設置条例、河内町下水道事業整備基金条例、河内町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例、河内町下水道条例、河内町公共下水道受益者分担に関する条例、河内町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例及び河内町水道事業給水条例の一部改正を併せて行うものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、消防団員の報酬等を改正することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、消防団の現状を踏まえた団員定数の改正をするほか、消防団員の処遇の改善を図ることを目的とした非常勤消防団員の報酬等の基準が示されたことにより、費用弁償及び報酬を改正するものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第9号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第9号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散についての概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年4月1日から稲敷・龍ヶ崎地方3組合が統合することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、解散するものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第10号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第10号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分についての概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方塵芥処理組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、同組合の財産処分について定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第11号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第11号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散についての概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年4月1日から稲敷・龍ヶ崎地方3組合が統合することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、解散するものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第12号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第12号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分についての概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月31日をもって龍ヶ崎地方衛生組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、同組合の財産処分について定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第13号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、担当課長に説

明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第13号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についての概要について御説明申し上げます。

本件は、令和5年4月1日から稲敷・龍ヶ崎地方3組合が統合することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、本規約を変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第14号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第5号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第14号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第5号）の概要について御説明申し上げます。

本件は令和4年度河内町一般会計補正予算でありまして、規定の予算額に3億2,639万9,000円を追加し、予算総額を59億3,371万8,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして、予算書8ページのほうを御覧ください。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の財源調整として5,982万7,000円を増額。

続きまして、9ページを御覧ください。

町債の過疎対策事業債につきましては、観光情報発信交流施設等建設事業債として2億6,010万円を増額計上するものでございます。

歳出の主なものといたしまして、11ページ、12ページを御覧ください。

民生費の東共同利用施設につきましては、屋外バーベキュー施設建設工事費として1,882万4,000円を増額。

13、14ページにあります、農林水産業費の農産物産地育成事業費につきましては、観光情報発信交流施設等建設工事費として2億7,165万1,000円を増額計上するものでございます。

ページ戻ります。3ページを御覧ください。

第2表の継続費補正につきましては、観光情報発信交流施設等建設事業の2か年計画を追加。

続いて、4ページになります。

第3表の債務負担行為補正につきましては、令和4年度以降に契約の履行が必要なもの

で今年度中に適正な契約行為を行うため、設定をするものでございます。

また、5ページになります。

第4表の地方債補正につきましては、観光情報発信交流施設等建設事業として、過疎対策事業債を変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第15号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第15号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要について御説明いたします。

本件は令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出予算の総額に163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億391万7,000円とするものであります。

歳入といたしまして、県補助金20万円、一般会計繰入金10万3,000円、繰越金133万3,000円を増額するものであります。

歳出といたしまして、総務管理費10万3,000円、傷病手当金20万円、償還金133万3,000円を増額するものであります。

第2表につきましては、令和5年度に契約の履行が必要な健康診査に係るコールセンター委託業務について今年度中に契約行為を行うため、債務負担行為の設定をするものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第16号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第16号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要について説明申し上げます。

本件は令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に3,339万1,000円を追加し、予算の総額を12億5,507万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金257万2,000円、支払基金交付金70万7,000円、県支出金32万8,000円、繰入金103万1,000円、繰越金2,713万8,000円、諸収入161万5,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費8万8,000円、保険給付費2,606万5,000円、地域支援事業

費263万円、諸支出金460万8,000円を増額するものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要について御説明いたします。

本件は令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出予算の額に60万円を追加し、予算の総額を1億3,116万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしまして、繰越金60万円を増額計上するものであります。

歳出といたしまして、保険料還付金60万円を増額計上するものであります。

第2表につきましては、令和5年度に契約の履行が必要な健康診査に係るコールセンターの委託業務について、今年度中に契約行為を行うため、債務負担行為の設定をするものであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、議案第18号 新設認定こども園厨房機器整備に係る物品購入契約について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第18号 新設認定こども園厨房機器整備に係る物品購入契約についての概要について御説明申し上げます。

本件は令和4年10月27日に指名競争入札に付した物品購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、新設認定こども園厨房機器整備でございます。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は1,424万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税が129万5,000円。

契約の相手方は、ホシザキ北関東株式会社取手営業所でございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号及び議案第7号から議案第18号までの計16件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、12月7日に質疑、

討論、採決をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程9、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、令和4年の人事院勧告を踏まえた一般職の給与改定に伴う特別職の給与改定並びに農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員報酬を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

第1条の特別職の給与改定は、令和4年12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるもので、公布の日から適用になります。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員報酬については、能率報酬を活動実績に応じた支給額とするためのもので、令和4年4月1日から適用となります。

第2条の改正は、令和5年6月期以降の期末手当の支給月数が改正となるもので、施行日は、令和5年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程10、議案第6号 河内町職員の給与に関する条例及び河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 議案第6号 河内町職員の給与に関する条例及び河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、令和4年8月の人事院勧告を踏まえ関係法案が成立したことに伴い、関係する2条例の一部を改正するものであります。

第1条の改正内容は、国に準じ、初任給及び若年層の給料表の水準を引き上げるもので、令和4年4月1日から適用となるもの及び令和4年12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるもので、公布の日から適用となります。

第2条の河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正は、人事院勧告に伴う給料表の改正であり、令和4年4月1日から適用となります。

第3条の河内町職員の給与に関する条例の一部改正は、令和5年4月1日施行となりますが、令和5年6月期以降の勤勉手当の支給月数が改正となります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 日程11、請願第1号 藤蔵地区生活道路整備に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は所管の総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、付託案件の審査結果につきましては、最終日12月7日本会議において、常任委員長による報告をお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月7日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて解散いたします。

御苦労さまでした。

午前11時26分散会